

第九十一条	(協力医療機関)	指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
第九十二条	(掲示)	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
第百十四条	(基本方針)	指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
第百十八条	(指定短期入所の開始及び終了)	1 指定短期入所の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所事業者」という。)は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。
第百十九条	(入退所の記録の記載等)	1 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。
第百二十条	(利用者負担額等の受領)	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 光熱水費 三 日用品費 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。 6 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。
第百二十一条	(指定短期入所の取扱方針)	1 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第百二十二条	(サービスの提供)	1 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。
第百二十三条	(運営規程)	指定短期入所事業者は、次の各号(第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員 四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 五 サービス利用に当たっての留意事項 六 緊急時等における対応方法 七 非常災害対策 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号) 共生型障害福祉サービスに関する基準(運営等に関する基準)

サービス種類	根拠	内容	基準の内容
自立訓練 (機能訓練)	第百六十二条の二	(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)	三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	第百六十二条の三	(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)	一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下とすること。 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 五 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
準 用	第十条	(契約支給量の報告等)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供するときは、当該指定自立訓練(機能訓練)の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定自立訓練(機能訓練)の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。 4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。
	第十二条	(連絡調整に対する協力)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
	第十三条	(サービス提供困難時の対応)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練(機能訓練)を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定自立訓練(機能訓練)事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
	第十四条	(受給資格の確認)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。
	第十五条	(介護給付費の支給の申請に係る援助)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、自立訓練(機能訓練)に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、自立訓練(機能訓練)に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。
	第十六条	(心身の状況等の把握)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
	第十七条	(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
	第十八条	(身分を証する書類の携行)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
	第十九条	(サービスの提供の記録)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、当該指定自立訓練(機能訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(機能訓練)の提供の都度記録しなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。
	第二十条	(指定自立訓練(機能訓練)事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。
	第二十二条	(利用者負担額に係る管理)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が提供する指定自立訓練(機能訓練)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(機能訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練(機能訓練)及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
第二十三条	(介護給付費の額に係る通知等)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。	

第二十八条	(緊急時等の対応)	従業者は、現に指定自立訓練(機能訓練)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
第三十七条	(情報の提供等)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
第三十八条	(利益供与等の禁止)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練(機能訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
第三十九条	(苦情解決)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(機能訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練(機能訓練)の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(機能訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
第四十条	(事故発生時の対応)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
第四十一条	(会計の区分)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練(機能訓練)の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
第五十七条	(指定自立訓練(機能訓練)の取扱方針)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、次条第一項に規定する自立訓練(機能訓練)計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(機能訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供する指定自立訓練(機能訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第五十八条	(自立訓練(機能訓練)計画の作成等)	<p>1 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練(機能訓練)に係る個別支援計画(以下この章において「自立訓練(機能訓練)計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練(機能訓練)の目標及びその達成時期、指定自立訓練(機能訓練)を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練(機能訓練)計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所が提供する指定自立訓練(機能訓練)以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練(機能訓練)計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成に係る会議(利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する自立訓練(機能訓練)計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 サービス管理責任者は、第四項に規定する自立訓練(機能訓練)計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>7 サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画を作成した際には、当該自立訓練(機能訓練)計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成後自立訓練(機能訓練)計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、自立訓練(機能訓練)計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練(機能訓練)計画の変更を行うものとする。</p> <p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に利用者面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する自立訓練(機能訓練)計画の変更について準用する。</p>
第五十九条	(サービス管理責任者の責務)	<p>サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該自立訓練(機能訓練)事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
第六十条	(相談及び援助)	<p>指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
第六十六条	(管理者の責務)	<p>1 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
第六十八条	(勤務体制の確保等)	<p>1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練(機能訓練)を提供できるよう、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者によって指定自立訓練(機能訓練)を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
第六十九条	(定員の遵守)	<p>指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練(機能訓練)の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
第七十条	(非常災害対策)	<p>1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
第七十四条	(地域との連携等)	<p>指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
第七十五条	(記録の整備)	<p>1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(機能訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。 一 第五十八条第一項に規定する自立訓練(機能訓練)計画 二 第五十三条の二第一項に規定するサービスの提供の記録 三 第六十五条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録 五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
第七十九条	(従たる事業所を設置する場合における特例)	<p>1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。</p>

自立訓練（機能訓練） 標準 用	第八十五条の二	(職場への定着のための支援の実施)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が提供する指定自立訓練(機能訓練)を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
	第八十六条	(食事)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練(機能訓練)事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
	第八十七条	(健康管理)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。
	第八十八条	(支給決定障害者に関する市町村への通知)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定自立訓練(機能訓練)の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。
	第八十九条	(運営規程)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第九十二条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定自立訓練(機能訓練)の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項
	第九十条	(衛生管理等)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	第九十一条	(協力医療機関)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。
	第九十二条	(掲示)	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
	第一百五十五条	(基本方針)	自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
	第一百五十九条	運営に関する基準 (利用者負担額等の受領)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。 6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
	第一百六十条	(訓練)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
	第一百六十一条	(地域生活への移行のための支援)	1 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号) 共生型障害福祉サービスに関する基準(運営等に関する基準)

サービス種類	根拠	内容	基準の内容
自立訓練 (生活訓練)	第七十一条の二	(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)	三 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	第七十一条の三	(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)	一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下とすること。 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 五 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
準 用	第十条	(契約支給量の報告等)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供するときは、当該指定自立訓練(生活訓練)の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定自立訓練(生活訓練)の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。 4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。
	第十二条	(連絡調整に対する協力)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
	第十三条	(サービス提供困難時の対応)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練(生活訓練)を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練(生活訓練)事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
	第十四条	(受給資格の確認)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。
	第十五条	(介護給付費の支給の申請に係る援助)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。
	第十六条	(心身の状況等の把握)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
	第十七条	(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
	第十八条	(身分を証する書類の携行)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
	第二十条	(指定自立訓練(生活訓練)事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。
	第二十二条	(利用者負担額に係る管理)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
	第二十三条	(介護給付費の額に係る通知等)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立訓練(生活訓練)に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

第二十八条	(緊急時等の対応)	従業者は、現に指定自立訓練(生活訓練)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
第三十七条	(情報の提供等)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
第三十八条	(利益供与等の禁止)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練(生活訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。
第三十九条	(苦情解決)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練(生活訓練)の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。 7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。
第四十条	(事故発生時の対応)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
第四十一条	(会計の区分)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練(生活訓練)の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
第五十七条	(指定自立訓練(生活訓練)の取扱方針)	1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、次条第一項に規定する自立訓練(生活訓練)計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(生活訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 2 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供する指定自立訓練(生活訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第五十八条	(自立訓練(生活訓練)計画の作成等)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練(生活訓練)に係る個別支援計画(以下この章において「自立訓練(生活訓練)計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練(生活訓練)の目標及びその達成時期、指定自立訓練(生活訓練)を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練(生活訓練)計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所が提供する指定自立訓練(生活訓練)以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練(生活訓練)計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画の作成に係る会議(利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する自立訓練(生活訓練)計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 サービス管理責任者は、第四項に規定する自立訓練(生活訓練)計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>7 サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画を作成した際には、当該自立訓練(生活訓練)計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画の作成後、自立訓練(生活訓練)計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練(生活訓練)計画の変更を行うものとする。</p> <p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に利用者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する自立訓練(生活訓練)計画の変更について準用する。</p>
第五十九条	(サービス管理責任者の責務)	<p>サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
第六十条	(相談及び援助)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
第六十六条	(管理者の責務)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
第六十八条	(勤務体制の確保等)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練(生活訓練)を提供できるよう、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者によって指定自立訓練(生活訓練)を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
第六十九条	(定員の遵守)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練(生活訓練)の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
第七十条	(非常災害対策)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
第七十四条	(地域との連携等)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
第七十九条	(従たる事業所を設置する場合における特例)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。</p>
第八十五条の二	(職場への定着のための支援の実施)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>

自立訓練（生活訓練）

準
用

第八十六条	(食事)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練(生活訓練)事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>
第八十七条	(健康管理)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>
第八十八条	(支給決定障害者に関する市町村への通知)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>
第八十九条	(運営規程)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第九十二条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 指定自立訓練(生活訓練)の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十二 その他運営に関する重要事項</p>
第九十条	(衛生管理等)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
第九十一条	(協力医療機関)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p>
第九十二条	(掲示)	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
第六十条	(訓練)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p>
第六十一条	(地域生活への移行のための支援)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。</p>
第六十五条	(基本方針)	<p>自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
第六十九条の二	(サービスの提供の記録)	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。</p>

自立訓練 (生活訓練)	準 用	<p>第七十条 (利用者負担額等の受領)</p>	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 日用品費</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 光熱水費</p> <p>三 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 日用品費</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p>
		<p>第七十条の二 (利用者負担額に係る管理)</p>	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>
		<p>第七十条の三 (記録の整備)</p>	<p>1 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第五十八条第一項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画</p> <p>二 第六十九条の二第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>三 次条において準用する第八十八条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>